

## 議案第 5 2 号

おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について

おいらせ町介護保険条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 1 1 4 号）  
の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 元 年 6 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

本年 1 0 月からの消費税増税に伴い、介護保険料第 1 号被保険者の第 1 段階の軽減割合の拡大と軽減対象を第 2 段階及び第 3 段階まで拡大し、低所得者の負担軽減の強化を図るため提案するものである。

## おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例

おいらせ町介護保険条例（平成18年おいらせ町条例第114号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「所得の少ない」を「前項第1号、第2号及び第3号に掲げる」に、「前項第1号に該当する者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、規則で定める」を「令和元年度から令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 前項第1号に掲げる者 30, 375円
- (2) 前項第2号に掲げる者 47, 790円
- (3) 前項第3号に掲げる者 58, 725円

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後のおいらせ町介護保険条例第2条の規定は、令和元年度以降の年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。